

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年8月27日

福島県立双葉高等学校長 山崎伊佐夫

1 入札に付する事項

委託業務番号	10-79730-0001	
委託業務名	双葉高校体育館大規模改造設計委託	
委託業務箇所	双葉郡双葉町大字新山字広町 地内	
委託業務概要	体育館(RC造+S造、2階建て、延べ面積899㎡)の大規模改造工事の実設計業務	
完成期限	120日間	
最低制限価格	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する業務である。
総合評価方式	簡易型 技術者型	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用業務である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用業務である。
電子入札	該当なし	・該当する場合は、電子入札対象業務である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスにより事前登録が必要である。 ・電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/densi/densiindex.htm
電子閲覧	該当なし	・該当する場合は、電子閲覧対象業務である。 ・電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/denshiaturan/top.html

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	建築設計	・福島県平成21・22年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別の全てに登録されている者であること。
地域要件	隣接する複数管内	・隣接する複数管内とは、左の欄の下段に表示した建設事務所いずれかの管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。 ・管内とは、左の欄の下段に表示した建設事務所管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。 ※支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成21・22年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
	相双、県北、県中、いわき	
企業の実績 (法定登録、コンサルタント登録規程等による登録)	建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による建築士事務所の登録を受けていること。	・左の欄に表示した登録を受けている者であること。

<p>企業の実績 (同種又は類似業務の実績)</p> <p>過去10年以内に、大規模改造工事(建築物の外部又は内部の全面的な改修工事)の実施設計業務又は耐震改修工事の実施設計業務を発注者から直接受託し、履行した業務実績があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した業務実績がある者であること。 ・業務実績とは、左の欄に表示した期間に発注者から直接受託した業務(公共工事に関する業務に限る(建築及びこれに付随する電気設備等に関する業務であるときを除く。))を履行した実績をいう。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同様とする。
<p>配置予定技術者の実績(特定資格等)</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士の資格を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した資格を有する者とする。 ・配置予定技術者とは、左の欄に特に表示がない場合、発注種別が地上測量、航空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合は管理技術者をいう。
<p>配置予定技術者の実績(同種・類似・同規模業務の実績)</p> <p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した業務経験を有する者とする。 ・配置予定技術者とは、左の欄に特に表示がない場合、発注種別が地上測量、航空測量又は調査の場合は主任技術者、土木設計又は建築設計の場合は管理技術者をいい、業務経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に発注者から直接受託した業務に配置技術者(左の欄に特に表示がない場合、種別を問わない。)として携わった経験をいう。
<p>その他</p> <p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した要件を満たす者とする。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象業務にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成22年8月27日(金) ～ 平成22年9月10日(金)	双葉郡双葉町大字新山字広町80番地 福島県立双葉高等学校 事務室
設計図書等の質問	平成22年8月30日(月) ～ 平成22年9月2日(木)	双葉郡双葉町大字新山字広町80番地 福島県立双葉高等学校 事務室 電話番号 0240-33-2131 ファクシミリ 0240-33-2378 電子メール futaba.h@pref.fukushima.jp

質問の 回答予定	平成22年9月7日(火)	福島県立双葉高等学校ホームページ
入札参加受付 (電子入札)	—	—
入札書等の 提出	郵便局差出期限日 平成22年9月10日(金) 配達日指定期日 平成22年9月13日(月)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 979-1472 双葉郡双葉町大字新山字広町80番地 福島県立双葉高等学校
開札	平成22年10月1日(金) 午前10時30分	開札は公開とする。 双葉郡双葉町大字新山字広町80番地 福島県立双葉高等学校 2階会議室
落札者の 決定予定日	平成22年10月7日(木)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適合の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立双葉高等学校室
 電話番号 0240-33-2131
 ファクシミリ 0240-33-2378
 電子メール futaba.h@pref.fukushima.jp

〈参 考〉 入札書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類	外封筒	中封筒
入札書		○
技術提案書	○	

※封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

〈参 考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(キリ線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

キリ線

〒 9 7 9 - 1 4 7 2

入札書等在中

福島県双葉郡双葉町大字新山字広町 8 0 番地

福島県立双葉高等学校 行き

開札日	平成 2 2 年 1 0 月 1 日
委託業務名	双葉高校体育館大規模改造設計委託
委託業務番号	1 0 - 7 9 7 3 0 - 0 0 0 1
委託業務箇所	双葉郡双葉町大字新山字広町 地内
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX 番号)	

郵便局窓口差出期限日 平成 2 2 年 9 月 1 0 日

配達日指定期日 平成 2 2 年 9 月 1 3 日

キリ線

キリ線

〒 9 7 9 - 1 4 7 2

入札書等在中

福島県双葉郡双葉町大字新山字広町 8 0 番地

福島県立双葉高等学校 行き

開札日	平成 2 2 年 1 0 月 1 日
委託業務名	双葉高校体育館大規模改造設計委託
委託業務番号	1 0 - 7 9 7 3 0 - 0 0 0 1
委託業務箇所	双葉郡双葉町大字新山字広町 地内
商号又は名称	
担当者名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(FAX 番号)	

郵便局窓口差出期限日 平成 2 2 年 9 月 1 0 日

配達日指定期日 平成 2 2 年 9 月 1 3 日

キリ線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

「郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。」